## 第28回群馬県スポーツ少年団 秋季軟式野球交流大会実施要項

- 趣 냠 県下の軟式野球を愛好するスポーツ少年団員を一堂に会し、技術の向上と競技の喜びを体験させると 1 ともに、団員相互の交流を図り、少年スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。
- 公益財団法人 群馬県スポーツ協会 群馬県スポーツ少年団 2 主 催
- 群馬県・群馬県教育委員会・群馬県野球連盟・高崎市教育委員会・安中市教育委員会 3 後 援 高崎市スポーツ協会・毎日新聞前橋支局・群馬テレビ・上毛新聞社
- 群馬県スポーツ少年団軟式野球専門部・高崎市スポーツ少年団 主 管 4
- 5 日 時 令和元年8月17日(土)・18日(日)・24日(土) 開会式 8月17日(土) 8時00分開始 城南球場

7

参加資格

競技規則

- 場 高崎市:城南球場、和田橋球場 安中市:安中市西毛総合運動公園野球場 6 숲
- 及 (2)小学校1年生以上の児童とし、スポーツ傷害保険に加入済みの者で、1団1チーム出場とする。 7 K (3)各ブロック4チームの計16チームとする。 チーム数 (4) 大会期間中、他の大会と重なっていないこと。(ブロック責任者及び市町村代表者は日程を確認の上、申込書の提出を行わせること。)

(1)選手・監督は、日本スポーツ少年団に登録済みの団員及び指導者であること。

また、組合せ会議、開会式には必ず参加すること。

(1)「2019年公認野球規則」による。また、全日本軟式野球連盟「少年野球に関する項目」を適用す

- (2)使用球は、全日本軟式野球連盟公認 [ 号球とする。
- 引率者1名・監督1名・コーチ2名・スコアラー1名・選手20名 計25名以内 チーム編成 但し、監督・コーチは、少なくとも2名のスポーツ少年団認定育成員又は認定員の有資格者である こととする。
- 10 組合せ会議 組合せ抽選は、監督及び主将(ユニホーム着用)と代表、計3名が必ず出席すること。 (但し、組合せ会議に出席しないチームは大会に参加しないものとみなす。) 令和元年8月3日(土)15:00~ ALSOK ぐんま総合スポーツセンター 3階 第1研修室(前橋市関根町800) TEL 027-234-5555
- 別紙申込書により、各支部代表単位団は、下記申込先2カ所に提出すること。 11 申 込 先 令和元年7月19日(金)までに下記あて申し込むこと。
  - (1)各市町村スポーツ少年団本部

申込みの際、別紙開会式入場行進アナウンス原稿及びスポーツ少年団登録システム単位団修正画面 をプリントアウトしたもの(申込書に記載のある指導者、団員の登録が確認出来るものとする。) を添付すること。各市町村スポーツ少年団事務局は、申込書を取りまとめフ月24日(水)までに 下記まで申し込むこと。

〒370-0802 高崎市並榎町69-9

群馬県スポーツ少年団 軟式野球専門部 武井 道夫あて

TEL 027-364-4771

(2) 群馬県スポーツ少年団本部

申込書・開会式入場行進アナウンス原稿については、「群馬県スポーツ協会」ホームページに掲載してあるエクセル及びワードファイルで作成し、スポーツ少年団登録システム単位団情報を帳票より出し下記のドレスまではサースようとして送信するとして、

なお、送信の際に、<u>件名に</u> 代表者を入力して送信すること。 メールアドレス sposho@gunma-sports.or.jp

- 1チーム 15,000円(組合せ会議に納入のこと) 12 参 加 料
- 13 その他 (1)参加については、大会全日程を検討し、他の大会・学校行事等を確認したうえで申込みをすること。 (授業参観・各支部の大会等確認の上) (2)各ブロック予選会については、ブロック責任者に一任する。

  - (3)参加選手は、登録団員章を右腕に必ず付けること。

  - (4) 開会式には、スポーツ少年団旗を必ず持参すること。 (5) 各チーム代表者は、参加者の保護者に参加の承諾を得て申込みを行うこと。なお、競技中に事故が 生じた場合、応急処置については行うが、補償については各自が加入しているスポーツ傷害保険 で対応すること。

## \*各ブロック青任者及び予選会申込み先

で行うログノ真正行及し「医云中心が儿					
ブロック		責 任 者		郵便番号・住所・電話番号	
北	毛	阿部 芳司	〒379−1313	利根郡みなかみ町月夜野 421-2	(自) 0278-62-3306
東	毛	和田久雄	〒376-0001	桐生市菱町 4 丁目 2218	(自) 0277-46-3060
中	毛	加 藤 満	〒370−3573	前橋市青梨子町 1378	(自) 027-252-9397
西	毛	武井道夫	〒370−0802	高崎市並榎町 69-9	(自) 027-364-4771

\*ブロック

北 毛 渋川・沼田・吾妻郡・北群馬郡・利根郡 桐生・太田・みどり・館林・邑楽郡 東 毛

中 前橋・伊勢崎・佐波郡 毛

西 毛 高崎・藤岡・富岡・安中・甘楽郡・多野郡